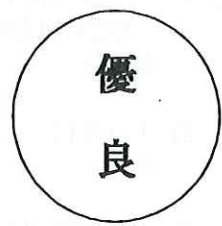




複写

許可番号 00251003174

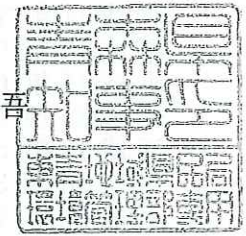
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森 75番地 6
ニッコー・ファインメック株式会社
代表取締役 小野寺 真澄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申吾



許可の年月日 平成29年11月15日

許可の有効年月日 平成34年6月28日

1. 事業の範囲

積替え又は保管の有無
無し

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの)

感染性産業廃棄物

廃PCB等 (微量PCB汚染絶縁油及び低濃度PCB含有廃油に限る。)

PCB汚染物 (微量PCB汚染物及び低濃度PCB含有汚染物に限る。)

ばいじん (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

(裏面に続く)

(裏面)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当無し

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年6月29日 更新許可

平成10年11月2日 変更許可

平成11年7月21日 書換え

平成13年9月6日 変更許可

平成15年6月29日 更新許可

平成15年6月30日 変更許可

平成18年5月24日 書換え

平成20年3月5日 変更許可

平成20年7月10日 更新許可

平成24年6月8日 優良確認

平成25年4月15日 書換え

平成27年7月17日 更新許可及び優良認定

平成29年11月15日 事業範囲の変更許可により、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類に「廃PCB等（微量PCB汚染絶縁油及び低濃度PCB含有廃油に限る。） PCB汚染物（微量PCB汚染物及び低濃度PCB含有汚染物に限る。）」を追加

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー

許可番号 ー

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)